

# 議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成19年11月13日

場 所 第1委員会室

平成19年11月13日(火曜日)

---

午前10時1分開会

---

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
  2. その他
- 

出席委員(12人)

委 員 長	蓬 原 正 三
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	野 辺 修 光
委 員	濱 砂 守
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	河 野 安 幸
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課課長補佐	井 上 直 三

---

○蓬原委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案のとおり進めてよ

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

委員協議に入ります前に、まず、お手元の資料1から5をごらんください。前回の委員会で皆様から出ました御意見等を踏まえまして、協議の参考となるような資料をまとめております。まずは、当資料について書記のほうより説明をさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それではまず、資料1と2の岐阜県と奈良県の議員定数・選挙区等の状況について説明をいたさせます。こちらは、両県が県外調査の候補地ということでございまして、書記のほうで資料を取り寄せたものであります。書記が聞き取りをした範囲での説明となりますが、両県の概要だけでも把握していただけるものと思います。それでは、松下書記、よろしくお願いいたします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

まずは、資料1の「岐阜県議会の議員定数・選挙区等の状況」から御説明いたします。

1枚めくった1ページ目ですが、岐阜県と本県の主なデータを比較したものです。人口は本県より100万人ほど多い210万人、面積は本県より大きく、約1万平方キロメートルとなっております。また、現在の市町村数は21市19町2村の42となっており、平成15年の市町村数と比べますと、半分以下となっております。かなり市町村合併が進んでいるところであります。少し飛びまして、平成19年度の議会費についてですが、議会費と事務局費を合わせた額は約12億4,000万円となっております。本県とほぼ同額となっております。このほか、事務局職員数

や常任委員会構成、会派の構成は記載のとおりであります。次に、議員定数に関するデータですが、法定上限数61に対して、条例定数は前期が49、今期が46と、3名の削減が行われておりまして、今期における法定上限数61からの減員率は全国でトップとなっております。また、選挙区の数は今期が27、一票の格差は今期が2.85倍となっております。

次に、2ページに参ります。岐阜県議会の選挙区と議員定数の地図であります。岐阜県では県の南西部に人口が集中しておりまして、県北部が山間地域となっているため、ごらんのような定数の配置となっております。また、特徴的なのは、飛地のある選挙区が存在しているところかと思えます。県東部の加茂郡、色が濃くなっているところですが、ここについては、美濃加茂市で分断された2つの町が飛地であります。

「加」と書いてあるところになります。また、県西部の大垣市、左側の色が濃くなっているところですが、こちらは3つの区域に分かれておりますが、これで一つの選挙区となっております。

次に、3ページに参ります。選挙区別の定数の状況であります。岐阜県には全部で27の選挙区がありまして、このうち2の大垣市、3の高山市、14の可児市、18の本巣市については、隣接する郡や町の強制合区が行われております。なお、任意合区についてであります。こちらは全く行われておりません。ちなみに、任意合区の対象となっている選挙区は、配当基数の欄に色がついているところですが、7の美濃市、8の瑞浪市など、10の選挙区が対象となっております。次に、右から3列目の条例定数についてですが、こちらは、人口比例定数からの調整を一切行わず、すべて人口比例定数どおりに定

めてあります。また、特徴的なのは1人区が大変多いことでありまして、27選挙区のうち半分以上の18選挙区が1人区となっております。これは、本県と同程度の議員定数46でありながら、それでいて任意合区を行わず、27も選挙区があることが一つの要因になっているものかと思えます。そして、一番右の一票の格差についてですが、最大格差は2.85倍となっており、やや高くなっております。以上のように岐阜県では、選挙区割りについては任意合区を行わず、郡市の区域どおりに、そして各選挙区の定数についても人口比例定数どおりに設定しておりますので、すべて原則どおりの方法で設定を行っているということになります。

次に、4ページに参ります。前期において定数の見直しを検討した組織についてであります。岐阜県では、「岐阜県議会議員定数等調査懇談会」という、特別委員会ではなく任意の組織により検討が行われております。委員は15名でありまして、各会派から選任されております。

次のページが委員の名簿となっております。

次に、6ページに参ります。当懇談会では、約半年で6回の委員会が開催されておりますが、最終的には、全会派の一致を見る改正案がまとまらなかったということでありまして、最終報告書は作成されていないとのことであります。このページからの「各会派改正案の要旨」が各会派それぞれの意見をまとめた資料でありまして、これを委員長が記者発表することで当懇談会の最終報告とされたとのことであります。なお、この報告がなされた後の実際の条例改正までの流れについてであります。次の平成18年6月の定例会に、自民党と民主党がそれぞれ条例改正案を上程しまして、最終的には自民党の案が賛成多数で可決されるということになった

とのことであります。

さて、この6ページからですが、各会派の案を見てみますと、選挙区の設定に関しては、全会派で意見が一致しておりますが、総定数及び各選挙区の定数について意見が分かれています。まず、自民党の案ですが、真ん中ほどから読み上げます。「行財政改革の流れ、厳しい財政状況、市町村議会議員定数の減少などから、総定数は現行より増やさないこととし、議員1人当たりの人口格差が3倍にならないこと、選挙区ごとの定数も増加させないことなどを前提にしながら人口比例配分し、現行より3減の定数46人とする」となっております。これに対し、下のほうですが、民主党の案は、総定数は2名減の47名でありまして、次のページに参りますが、公明党、共産党の案は、2増2減の定数49名、現状維持という案でした。このように、最大会派の自民党が最も削減に積極的であったため、3名の削減が実現したということのようであります。

以上で岐阜県議会の状況の説明を終わります。

次に、資料2の「奈良県議会の議員定数・選挙区等の状況」に参ります。

まず、1ページ目ですが、奈良県と本県の主なデータを比較したものです。人口は本県より若干多い142万人、面積は本県の約半分の3,600平方キロメートルとなっています。また、現在の市町村数は、本県より若干多い39となっておりますが、平成15年からの市町村合併の進みぐあいを見てみますと、47から39と余り進んでおらず、本県とほぼ同じ程度の合併率となっております。少し飛びまして、平成19年度の議会費についてですが、議会費と事務局費を合わせた額は約12億円となっております。こちらも本県とほぼ同額となっております。このほか、事

務局職員数や常任委員会構成、会派構成はごらんのとおりであります。次に、議員定数の関係ですが、法定上限数52に対して、条例定数は前期が48、今期が44と、4名の削減が行われております。そして、選挙区の数は、前期18に対して今期が16でありまして、本県と同数となっております。また、一票の格差は、前期の2.58倍から今期は1.67倍となり、かなり改善をされております。以上のように本県と類似した点が多く見られる県ではないかと思っております。

次に、2ページに参りますが、奈良県議会の選挙区と議員定数の地図であります。まず、目につくのは、吉野郡の定数2名のところではないかと思っております。県土の半分近い広大な面積を有しているにもかかわらず、定数は2名となっております。同じ定数2名の大和高田市との面積比は125倍近くにもなっております。奈良県においても、人口が集中する都市部と人口が少ない山間部との定数配分は課題となっているようであります。

次に、3ページに参ります。選挙区別の定数の状況であります。奈良県には本県と同じ16の選挙区がありまして、このうち5の山辺郡・奈良市、9の高市郡・橿原市、16の宇陀郡・宇陀市については、強制合区が行われております。なお、任意合区についてですが、こちらは全く行われておりません。ちなみに、任意合区の対象選挙区は12の御所市選挙区の1つとなっております。次に、右から3列目の条例定数についてですが、ほとんどが人口比例定数どおりに定めておりますが、5の山辺郡・奈良市選挙区を1名減らし、1の生駒郡選挙区を1名ふやす調整のみ行われております。また、一票の格差については最大で1.67倍と、理想的な数値となっております。

次に、4ページに参ります。前期において定数見直しを検討した組織についてであります、奈良県では「奈良県議会議員定数検討委員会」という、こちらも特別委員会ではなく任意の組織により検討が行われております。委員は13名でありまして、メンバーは次のページになります。ごらんのように各会派から選任されております。

次に6ページに参りますが、ここからが当委員会の答申となっております。この委員会では全部で9回の委員会を開催して、最終的に別紙のと通りの結論に達したとなっております。ところが、実はこの答申の後、条例改正案が可決されるまで、非常に変則的な流れとなっております。それを一番最後の13ページにまとめております。

条例改正までの経緯についてですが、平成18年6月定例会に、議員定数検討委員会の答申を踏まえた総定数を45名（3名削減）とする条例改正案が上程されるが、賛成少数のため否決されてしまいます。そこで、改めて平成18年7月臨時会に、総定数を44名（4名削減）とする条例改正案が上程され、今度は全会一致で可決されるという珍しいケースとなっております。このようになった理由については、詳しくは聞き取れなかったのですが、当時の議長や委員長、そして削減反対派の議員などの思惑がいろいろと交錯した結果であったようであります。

ちなみに、この両案を比較してみますと、左の委員会答申のほうは3減の案ですが、議決されたほうの案は5減1増と、さらに削減を進めた案となっております。この議決された右のほうの案は、実は定数検討委員会の中で委員長試案として既に示されていた案であったとのことです。両案の最大の違いは、11の五條市

選挙区と13の生駒市選挙区でありまして、答申のほうでは、生駒市を人口比例定数から1名減らして、五條市を人口比例定数から1名ふやしております。このことによって一票の最大格差が2.03倍と大きくなってしまっております。このあたりも考えられて、最終的には、議決されたほうの案、五條市は1名減、生駒市を1名増という形で落ちついたものかと思われま

す。以上で奈良県議会の状況の説明を終わります。

**○蓬原委員長** 両県の概要は把握していただけたものと思います。これ以上に詳しい内容につきましては、年明けてになろうかと思いますが、実際に両県を訪問してから、担当者から直接聞き取りをする形になろうかと思いますが、何かこの時点で御質問があれば、書記の聞き取りした範囲でお答えいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○蓬原委員長** ないようであれば、資料1と2に関する説明を終わります。

皆様からの御意見等を踏まえながら、県外調査の調査先や日程について、正副委員長で協議しまして、次回の委員会でお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き資料3から資料5について、書記より説明をいたさせます。

**○松下書記** それでは、引き続きまして、資料3から資料5について説明してまいります。

まず、資料3ですが、こちらは、総定数の削減により可能となる合区を地図であらわしたものであります。

まず、1ページですが、こちらは、現在の選挙区及び定数であります。16の選挙区が設定されております。

次に、2ページに参ります。こちらは、総定

数41から現在の総定数45の場合に最大限可能である合区をあらわした地図です。北のほうからいきますと、延岡市と西臼杵郡の合区、小林市とえびの市・西諸県郡の合区、都城市・北諸県郡の合区、日南市・南那珂郡と串間市の合区が最大限可能であります。

次に、3ページに参ります。総定数が40、5名削減の場合に最大限可能な合区ですが、こちらは、先ほどの4カ所に加えまして、新たに、宮崎市と宮崎郡の合区が可能となります。

次に、4ページです。総定数が37～39の場合に最大限可能な合区ですが、先ほどよりさらに東諸県郡と宮崎市・宮崎郡の合区が可能となります。

最後に、5ページになりますが、これは参考ですが、市町村合併推進構想に基づく合区を示しております。今申しました5カ所に加えて、日向市と東臼杵郡及び西都市と児湯郡という合区がなされているわけですが、日向市と東臼杵郡を合区するためには、総定数を36にする必要があります。また、西都市と児湯郡を合区するためには、総定数を33にする必要があります。現実的には大変難しいものもあろうかと思えます。ここまでの合区を目指すには、公職選挙法第15条の「選挙区は、郡市の区域による」という原則が大きな壁になっているかと思えます。

次に、資料4に参ります。今申しました公職選挙法第15条の改正の見込みについてであります。

総務省自治財政局選挙課のほうへ以下の照会を行いました。「市町村合併が進む中、郡の位置付けが大きく変化しており、都道府県議会議員の選挙区の設定等に大きな影響が生じているところであるが、公職選挙法第15条第1項の『選挙区は、郡市の区域による』の規定が改正され

る見込みは無いのか」ということで、これについての回答は、「国会で質問があったことや地方議会から意見書が提出されていることは認識しているが、現在、研究会等を立ち上げて具体的に研究しているような事はない」とのことでありました。

そこで、国会での質問や地方議会からの意見書を探してみましたところ、以下のようなものが確認できました。国会での質問は、平成17年の衆議院総務委員会や衆・参議院の特別委員会で行われておりました。また、地方議会からの意見書は、平成2年の岡山県議会を初め、ことし3月の福島県議会まで、多くの県議会から提出されておりました。

では、それぞれ主なものを紹介いたします。次の2ページをごらんください。こちらは、平成17年6月の衆議院特別委員会のやりとりを抜粋したものです。会議に付した案件は、公職選挙法の一部を改正する法律案となっておりますが、こちらは衆議院の選挙区の件でありまして、実際、都道府県議会の選挙区の話ではありませんでした。下線の部分を中心に読み上げます。堀込委員、「都道府県議会議員は選挙区が郡市を単位とする、こうなっているけれども、郡というのは、一郡一村になったりあるいは飛び地になっちゃったりして、これもちょっと検討して、もう少しやりやすくしてやる必要があるんじゃないかとか、多少総務省も、そういう与野党を超えたような課題、こういうものについては少し協議をするような仕組みをつくったらどうかな」と。麻生国務大臣、「地方の部分につきましては、ちょっと久保選挙部長の方から答えさせていただきます」と。久保政府参考人、「都道府県議会の議員の選挙区、御指摘ございましたように、これは、明治十一年から府県会規則ができて以

来、郡市の区域による、恣意によらない客観的な基準だということにして採用されてきたわけでございますけれども、御指摘のありますように、郡自体の数が少なくなり、あるいはまた、郡を構成いたします町村の数がまた今度の合併で減ってきているということもございますので、まずは私ども、今、都道府県議会議員の選挙区、郡の関係、これがどうなっているかを実態調査をしております。この実態調査の結果ができましたら、またそれを受けて、各方面の御議論もお伺いしながら検討しようと思っております」との答弁が行われております。

次に、3ページですが、こちらは、ことし3月に福島県議会が提出した意見書であります。公職選挙法の改正を求める意見書ということで、真ん中の下あたりから読み上げます。「また、都市部への人口集中と農山漁村部における人口減少により、過疎地域からの議員の選出が減少し、あるいは困難な状況になり、地域間格差の拡大や不均衡も懸念される。県民の声を正しく議会に反映させ、県土の均衡ある発展を図っていくためには、選挙区を例えば広域市町村圏のように一定の広がりを持った生活圏とするなど、より一層地域の実情を反映したものとすることが求められる。よって、国においては、地方分権の一層の推進と市町村合併の進展に伴う新たな状況に的確に対応するため、現行の郡市単位による都道府県議会議員の選挙区の区割りについて、各自治体が住民の意思を適切に反映し、自主的に条例で定めることができるよう、公職選挙法を改正することを強く要望する」となっております。福島県議会がこのような意見書を出した背景ですが、福島県では、平成の大合併によりまして、16ある郡のうち、1郡1町村が3つ、飛地のある郡が6つも生じております。こ

れによって、郡市の区域による選挙区設定では大きな支障が生じるため、このような意見書を提出したのではないかと思われまます。ちなみに、ことしの4月の選挙は、選挙区特例を適用して、合併前の郡市に基づく選挙区で行われたようであります。

それでは、最後に資料5に参ります。日南市・南那珂郡及び西都市・西米良村の合区の経緯についてであります。大変古い話でありまして、明確でない部分もあるのですが、調べられた範囲で御説明いたします。

まず、日南市・南那珂郡についてですが、昭和31年4月1日に南那珂郡の酒谷村及び榎原村大久保地区の一部が日南市へ編入合併されます。これによって、南那珂郡が北郷村と南郷町に分断されたのがきっかけであります。これによりまして、次の昭和34年4月の選挙においては、南那珂郡に飛地特例を適用して、町制を施行した北郷町及び南郷町をそれぞれ一つの選挙区とみなして、北郷町のほうを日南市へ強制合区、南郷町のほうを日南市へ任意合区したとのであります。この選挙区設定のまま、ずっと現在に至っているようであります。

次に、西都市・西米良村についてであります。昭和33年11月1日に児湯郡西都町が市制を施行しまして、西都市となります。これによって、児湯郡が2つの区域に分断されます。東側の地区が都農町、川南町、高鍋町、新田村、富田村、木城村、そして西側の地区が東米良村、西米良村、三財村であります。これによりまして、次の昭和34年4月の選挙においては、児湯郡に飛地特例を適用しまして、東地区と西地区をそれぞれ一つの選挙区とみなして、西地区のほうは西都市へ合区、東地区をそのまま児湯郡選挙区として設定したものであります。こちら

については、東米良村、三財村が西都市と合併しましたが、西都市と西米良村の合区はそのまままで現在にまで至っているようであります。

以上ですべての説明を終わります。

**○蓬原委員長** 資料3から5は、選挙区の合区に関する資料となっております。ここからは委員協議といたしまして、今、説明のあった資料3から5に関する御質問や御意見とともに、任意合区等に関する委員の皆様のお考えについてお伺いしたいというふうに思っております。資料3では、合区可能な選挙区について具体的に地図でお示したわけですが、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

**○中野委員** 資料のことで質問させていただきたいと思います。確認であります。資料5、日南市・南那珂郡の選挙区がこういう経過になったわけですが、北郷町は強制合区、南郷町は任意合区ということで、飛地特例を適用してこうなったわけです。市郡単位ということでの選挙区が基本なんです。こういう飛地特例を適用しなかった場合、いわゆる南那珂郡としてそのままであれば、任意合区もできない状態だったのかどうかをお尋ねいたします。

**○松下書記** 昭和31年当時に南那珂郡だけの配当基数は1.01でございまして、この時点では、南那珂郡は任意合区の対象ではありませんでした。ですので、北郷町、南郷町が飛地のまま、南那珂郡選挙区として残る選択肢もあったということになります。ただ、現在は南那珂郡、人口が減少しておりますので、任意合区の対象にはなっております。

**○蓬原委員長** 当時は配当基数が1.01なので、飛んだままであるけれども、その選挙区は残すことはできたと。そのときの恐らく状況だと思います。

**○中野委員** よくわかりました。

**○野辺委員** 資料の1と2ですが、資料1の岐阜県議会は18の選挙区で、それと奈良県議会でも、任意合区していないという背景が何かわかれば、強制合区じゃなくて任意合区はあくまでもやっていないという背景がおわかりだったら示してください。

**○蓬原委員長** 先ほど説明しまして、今は資料3から5のつもりだったのですが、大事なことです。説明を申し上げます。わかれば説明をいたします。

**○松下書記** そのあたりまではまだ踏み込んで聞き取りができておりません。恐らく、ずっとこの状態で来た過去の経緯とかもあろうかと思うんですが、そのあたりまでは聞き取りできておりません。

**○蓬原委員長** 現地での調査項目の中にしっかり加えたいと思います。

資料3から5、何かございませんか。

それでは、任意合区ということが資料3であるわけですが、任意合区ということについて、前も申し上げましたが、いろんな角度から議論をしていきませんか、一つの制度設計といえますか、そういうことにかかわることですから、いろんな角度から突っ込んだ議論をして、調査もしていきたいと思っておりますので、避けては通れない議論になろうかと思えます。この任意合区ということについて、定数を41～45、40の場合、37～39の場合、あるいは市町村合併推進構想に基づいた合区にした場合はどこまで減らさないといけないんだというようなことまで具体的にシミュレーションといえますか、選挙区割りを示しております。今回は、特に委員の中には1人区の方、任意合区の対象の方もいらっしゃるわけですが、そのあたりの御意



見をですね。私もその一人であります。北諸県郡、1郡1町でありまして、配当基数は1以下でありますから、任意合区の対象のところでありまして、時間はたっぷりありますので、そのあたりの御意見を伺いたいと思いますが、御意見のある方はどうぞお願いいたします。

○権藤委員 資料の読み方をちょっと。資料3の2ページは41～45ということなんですが、それから1減る40、これは宮崎郡が合区になりますよということなんですが、これは、合区して1減らすということではないかどうかという質問です。それから、同じく37～39で東諸県郡が合区になるということなんですが、これと数の減り方との関係を説明してください。

○松下書記 これは、あくまで選挙区割りだけの話でありまして、こういう選挙区割りをした後に、それぞれの選挙区を何名にするか、合区した後、1名減らすのか、ただ合区だけしたのか、何名にするかについてはまた次のステップといたしますか、別な議論になろうかと思えます。

○蓬原委員長 配当基数の関係で分母を40に持っていったときにこうなるということですね。

○松下書記 まず、総定数が決まらなると、どのパターンになるかも決まりませんし、そういうのが決まった上で、後、その選挙区をそれぞれ何名にしていくのかという話になってくるのかと思えます。これはあくまで地図上で形を示した程度のものであります。

○権藤委員 そうすると、40から37の場合には、郡だけで選挙区になるというのはなくなるんですかね。

○蓬原委員長 児湯郡、東臼杵郡。

○権藤委員 日向とは一緒じゃないわけですね。東臼杵が残るんですね。36から33というやつで東臼杵が消えると。パターンとしてね。わかり

ました。

○蓬原委員長 数字の上での示しはそうなるということです。

まずはしっかりこの現況をつかんでいただいて、後は、書記が申し上げましたように、具体的に総定数をどうして選挙区をどうするんだという議論に入っていくといけないわけですから、今はこういうシミュレーションをもとにいろいろ御意見をいただきたいと思えます。任意合区ということについての御意見、今、岐阜と奈良の例もございました。それと総務省への意見書もありましたが、公職選挙法の15条で郡市という一つの縛りがございますから、総定数を減らすという方向はこの前決まったわけですが、ずっと減らして行って、仮に、任意合区をなくそうという方針でいった場合にも、相当なところまでずっと減らさないと1人区はなくなるといふ現実もあるわけですね。

○権藤委員 この形は、強制合区の対象になる1を切る基数のところは5つあるんだと。

○蓬原委員長 もう一回確認のため、答えさせます。

○松下書記 本県の場合は、任意合区になります。仮に総定数38にしたとしても、今の時点の郡市の中で強制合区になるところはまだ出てきません。

○蓬原委員長 現在でいきますと、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡、そして西臼杵郡の5つが任意合区、配当基数が1を切っております。0.5以下というのはないですね。強制合区はありません。仮に1人区を全部なくするには、総定数は幾らなんですか。

○松下書記 西都市と児湯郡を合区できるのが33ですので、ここまで減らせば、県内を7つの選挙区にすることが出来ますので、1人区と

いうのを確実になくすこともできるかと思いません。

○蓬原委員長 33までいくと1人区はなくなると。これは設計ですから、いろんな角度からも数字を出して議論していかないと議論になりませんから、私は結構過激な発言もしますけれども、御理解いただきたいと思えます。

私のところも任意合区の対象であります。1市5町ありました。地形的にも歴史的にもちょうど鹿児島県の境にありまして、端っこということもありますが、川の流れ、地勢等々、一つの生活圈でありまして、その中で三股町は合併しておりません。人口も急増地区でありまして、宮崎県で一番人口増が多いところでもあるんですが、ただ、これまでの流れ、生活の一体感等、都城市が商圈の中心になっております。そういうことを考えると、私がまず言わないと皆さん御意見出にくいので言いますけれども、選挙区についてはいろんな世論も聞いているんですが、北諸県郡、1町でありますけれども、もう次は都城と、旧1市4町と一緒にやらないと仕方がないんじゃないかと、そういう意見が多いようでありまして、私も私どものところを考えた場合に、それは仕方がないというふうには考えております。広くとらざるを得ないだろうと、それがまた世の趨勢かなというふうに私個人としては考えております。

○濱砂委員 参考のために。資料の解釈、33になった場合、1人区を全部なくした場合の1人当たりの人口はどのくらいになりますか。

○松下書記 計算をいたします。

○蓬原委員長 33までシミュレーションを出しますか、一つの参考データとして。そういう資料を持っておかないといかんわけですから、議論できませんからね。38までの一覧表はあるか

ら、書記のほうで、次のときに33までね。一つのデータですから。飛行機の設計をするときに対風圧強度は何ぼかというのは出すわけですから。データですからね。この飛行機は何キロまで耐えられるんだというのを出して安全係数がいくわけですから。

○松下書記 総定数33の場合、議員1人当たり人口は3万4,941人でございます。

○榎藤委員 それから、考え方としては、いろいろケースごとに合区の考え方がありますが、例えば5ページの県が描いている最終的な合併後の構想、これで例えば40とかそういうことも議論ができれば構わないんじゃないかという感じはします。

○野辺委員 榎藤委員が言われた市町村合併推進構想、例えば40人とした場合は可能なんですか。さっきでいくと1人区をなくすためには3万5,000人近くですか、例えばそれ以下であっても……。東諸県、残りますね、2万9,000だから。それはクリアできるんですか。

○蓬原委員長 40になれば必然的に、郡市を境とするという、これがありますので、このとおりにはならないんです。40のシミュレーションということにしかならないわけです。

○野辺委員 そうであると、絶対クリアできるということは難しいということですね。

○蓬原委員長 法律の壁を超えることは今のところできない。これがこの議論をする場合の大きな障害になるのが現実なんです。ここら辺が県民の皆さん方に御理解いただけるのかなというふうに思うんです。例えばずっとある程度減らしていった場合に、任意合区をなくするという努力した場合、今の任意合区はなくなる。だけど、どこかで1人区は残るわけですね。そうなったときに、ここに1人区があるではないか、

なぜここは1人区じゃだめなのかということと一般の県民の皆さんが御理解いただけるのかなと。そこも心配するところなので、この法律の壁というのがいろんなところで障害になるとは思っています。権藤委員のおっしゃるように、県の市町村合併推進構想に基づく7ブロックです。これで40はできないのかとなる議論をすると、どうしても法律の壁がありますから、あるところはどうしても郡市という境のところが出てくる。例えば、ここに具体的にありますが、33まで減らさないと1人区というのが、西都市・西米良村、児湯郡というのが残ってくる。境界が選挙区として残るといふようなことになるんです。あるいは日向市と東臼杵郡、こちら36まで減らして初めて一緒になれるので、36まで減らさないとここは2つに割れたままということになるんです。

**○野辺委員** それは条例でもやっぱりだめなんですか。

**○蓬原委員長** 法律だから超えられません。今のところ福島県議会がこういうのを出したことがあるんですが、全国的な動きになっていませんので、議長会の取り扱いとか全国的な動きがあると、また国も……。先ほどありましたように、国会の答弁で、今回の合併の状況を、よく実態を調査して検討したいというようなことで、まだそういう段階のようですから、前、権藤委員からも話がありましたね。

**○権藤委員** この国会の議論というのは2年前ですね。それから進んでいないということかな。事務局から確認したのは最近ですね。

**○松下書記** 先週ぐらいにお電話して確認しまして、こういった答弁もあるようだけれども、意見書も出ているようだけれども、どうでしょうかという上で聞いたんですが、やはりまだそ

の研究会は立ち上がっていない。全国的に、今、多選の自粛、このあたりは議論が盛んですので、こういった部分は研究会が立ち上がっているだけけれども、郡市の区域という部分はまだまだなので、具体的な動きはございませんという回答でした。

**○緒嶋委員** 岐阜などは任意合区していないから1人区があれだけふえているわけだね。任意合区をやれば、我々だけでなく地域の皆さん方がどう考えるかということも必要だと思う。自分たちの議論だけじゃなくて。法的には任意合区しなくてもいいわけですよ。そうなれば、そういう地域に該当する首長さんとか、そういう人たちの意見も聞いて、それは今の流れでやむを得んんじゃないかということであれば任意合区もあるし、我々だけで任意合区を強制的に進めるというのはどうかなという気がするんです。我々の議論だけじゃなくて、将来にわたってのこともあるので、該当するところの人が任意合区をいいじゃないかと言えば、私たちもそういう方向もあり得るのかなという気はします。

**○権藤委員** 福島県の意見書で、広域行政の実態とか、法律を超えられる超えられんという話がありましたが、非常にポイントを突いて要約した案だなと、文面だなという気はします。

**○蓬原委員長** 恐らくほかの県もこのことについては頭を痛めているんだろうと思うんです。どうしても議論をする場合にこの法律が大きな壁になっているのは間違いないだろうと思うんです。

**○緒嶋委員** 我々の中でも、こういう決議とかは、宮崎県議会も将来にわたっていつかの時期にやることはいいのかなという気はします。今度の結論とは別にですね。

**○蓬原委員長** 委員長と副委員長の中では、そ

ういう打ち合わせも事前に必要な時期があるかなど。

○緒嶋委員 ただ、これがいつごろとなるかというの別にして。

○蓬原委員長 そういう話はしておりました。ありがたい御意見でありました。

○権藤委員 緒嶋委員から出た、いつするかというタイミングは別にして、地域の議会や町長さんとか、そういう人たちの意見も我々の委員会として聞く時期が、いつなのかというのは別にして、選挙区は、8つか何かの1人区を全部じゃなくて、ボーダーラインのところは、いつの時点かはこの委員会で足を運んでという、そういうことも出てくるのかなど。

○蓬原委員長 改選前、米良委員長のときに参考人という形で呼んで、御意見聴取はされたということは聞いております。我々がどういう形でするかは、出向くのか、来ていただくのか、また検討したいと思っています。

○濱砂委員 前回に、各市町村なり議会から定数に対する要望とかいうのはどこかあったんですか。

○蓬原委員長 あったように聞いています。恐らく出ていると思いますが、今回の資料ということで出させていただきますので、全部網羅します。

きょうは以上ですが、後、お諮りすることは、今ありました公職選挙法第15条の改正を要望する意見書、緒嶋委員から出ましたけれども、これをどうするかということも皆さんに御相談申し上げたい。国に要望を出そうじゃないかと。

○緒嶋委員 いろいろと検討しなきゃいかんでしょう。いずれにしても、議論の前に、これが障害になるわけです。出す必要はないと言われれば、そういう意見もあるかなど。すぐにとい

うことでなくていいんじゃないかな。

○権藤委員 具体的な議会の文書とか決議とか、そういうものが県議会に出されたということはなかったんですが、宮崎市周辺では96人が46人になるというようなことで、物すごく減る印象があったんです。議会の構成そのものは40人とか45人じゃないと無理というのは、我々の議論としてはわかるんですが、ああいう風が吹くような感じのときに県議会は何もせんかったじゃないかというのが選挙中に相当にあって、選挙が同時に行われたものですから、議会運営のある程度の定数はこうだというような冷静な議論じゃなくて、周辺は半分になるのに、おまえたちは全然せんじゃないかと、そういう加速した意見が出たような気がするんです。

○福田委員 きょうは書記の資料にまず感謝申し上げます。極めて具体的に、前回の要望に沿って資料をつくっていただいております。質問をするのが恐縮なぐらい、よくできていると思いますが、要は、我々がこれをどう活用するかであります。

私は、いろんなことを経験した選挙区から出てきているんですが、まず、飛地選挙区でございます。大淀川を挟んで南北、それと1議員当たり最大の人口の選挙区から出ていました。33の定数のときと変わらない、ちょっと多いぐらいの人口です。その選挙区から出まして、今回市町村の合併によりまして、宮崎市の選挙区に編入されました。途中での落選もありましたから、戸惑いを感じておりましたが、終わってしましますと、やはり生活圈、経済圏が一体の地域だなということを改めて感じました。また、有権者もそんなに違和感を持たなかったようですね。むしろ今、権藤委員からありましたように、私の町は、20名の町議定数が今回の市議会

議員選挙で4名しか当選しなかったんですが、その中に私どもは県議会議員が2人出たものですから、それと比較をしまして、議員定数の削減を全然取り組んでいないじゃないかと。人口の多い県央部においては、議員定数削減に対する抵抗というのは少ないように感じますが、やはり全体を見回した定数削減が必要ですから、その辺をどうやるか。一票の格差、その辺を考えて、きょうお示しいただいたいろんな定数ごとのシミュレーション、定数をつくって具体的に議論をしていく段階に来たのかなというふうに、きょうの皆さん方の意見を聞いて考えました。大変立派な資料であったと思います。

**○黒木委員** 今、資料を見まして、これからどうしてもこういう削減の人数に入っていくかざるを得ないと。そうなりますと、今、権藤委員が言いましたように、どういう形で県民の意見を聴取するか。例えば首長さんあるいは議員の皆さん方に、県南、県央、県北ぐらいに我々も出ていかんといかん。ただ来てくださいというような形よりも、我々も3カ所ぐらいには出ていって、そこでいろんな意見を聞くとか、こういうことは今後計画をしてほしいと思います。

**○福田委員** その件は、前々期、定数削減2名やった段階でブロックを分けて実施いたしました。非常によかったと思っています。時間がかかりますけれども、やる必要があるんじゃないでしょうか。

**○濱砂委員** この件は確かにそのとおりだと思いますので、ブロックごとに、合併構想ブロックぐらいでやらないと、地域格差がかなりあると思うんです。郡部に行けば行くほど必要性を訴えられる部分が強いと思います。ブロックを分けて、ぜひ地元の意見も聞いていただきたい。そのほうが民意を吸い上げる部分については的

確な判断ができると思いますので。

**○蓬原委員長** 日程等の都合もありますから、そこらあたり等よく勘案しながら、こちらで詰めさせていただいて、また皆さんにお諮りをいたします。

1人区の方が多いわけですが、私も含めてですが、何か御意見はきょうのところはありませんか。あれば出していただいて、またこれからの資料あるいは議論の糧にしたいと思います。

**○中野委員** 発言しておかなきゃいかんと思いますから言うておきますが、きょういろいろ資料が出ました。非常に参考になる、ありがたい資料でしたが、特に資料4、総務省の見解が載っているわけですが、市郡を原則とするという規定の改正、これを研究会さえ立ち上げていないという、非常に重みのある資料だったなと思って、これからの私のスタンスについてはいずれははっきりせないかん時期が来るとは思います、参考になる資料だったと思いました。

それから、今、47都道府県の中で8県がこうして意見書を出しているんですが、まだ意見を出すのには拙速だなという感じを受けました。

**○蓬原委員長** その辺があろうかと思っていましたが、先に御意見をいただきました。今、話が出ましたから、諮りますけれども、公職選挙法第15条の改正、今、福島県の意見書、資料4を開いておられると思いますが、これを本県としても一回出したらどうかという気持ちもありまして、皆さんにお諮りするわけですが、どうですか。まだ今は時期尚早だ、もうちょっと様子を見ようかという意見もありますけれども。権藤委員からもずっと前に、これを総務省に調査というか、お願いに行こうかという話もありました。

なければ、もうちょっと検討いたしましょう

か。まだみんなが出そうよという話ではないようですから。

○**権藤委員** そのタイミングがあると思うんですが、地域の皆さんの考え等を聞けば、出さなにかんわねというふうになるのか、そういうステップもあるのかなという感じはします。

○**蓬原委員長** 参考にさせていただきます。

大体議論がきょうは出たようでございます。大変いい資料であります。奈良と岐阜、ここはかなり進んだところでもありますから、先ほど野辺委員からもありましたけれども、1泊2日でかなり強行日程になろうかと思いますが、せっかく行くわけでございますので、漏れなく調査をしてまいりたいと思っておりますから、時間があればあと1つぐらい追加してもいいなど。和歌山の話もありますから、それぞれ考えていますので、かなりハードな日程かもしれませんが、漏れなく調査をしたいと思っておりますので、じっくり資料を読んでいただいて、事前の質問事項を網羅していただいて、必要があれば書記のほうに言っていただければまた資料も集めますので、よろしく申し上げます。日程は、12月18日が次の委員会でございますから、そのときにお諮りをいたします。いろんな日程が詰まっておりますから、日程の調整が大変で、向こうの都合もありますから。

それでは、皆様の御意見を参考に次回以降の協議を進めてまいります。

最後に、その他でございますが、次の委員会の開催日についてであります。次回の委員会は、11月定例会の閉会日の前日、いわゆる議事整理日の12月18日火曜日を予定しております。なお、開始時間については、午前中に健康診断がありますことから、書記のほうで調整をいたしまして、改めて御連絡をさせていただきます。

そのほかに委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原委員長** それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午前11時11分閉会